

## クレーン等の操作基準

項 目	基 準	急 所
01 就業制限	0.5 トン以上 5 トン未満のクレーンの運転は特別教育修了者（指名されたもの）以外は運転してはならない。	
02 免許証携帯	5 トン以上のクレーンの運転はクレーン運転士が運転し免許証を携帯しなければならない。	・資格名票を必ず佩用する。
03 過負荷の禁止	定格荷重（制限荷重）を超えて荷重をかけてはならない。	
04 運転の合図	クレーンの運転に付いて合図をする者を定めて作業する。	
05 搭乗の制限	作業者を吊上げ運搬してはならない。	・専用の搭乗設備を設け必要な措置をした場合は搭乗できる。但し搭乗設備で作業をするときは命綱をしなければならない。
06 離脱の禁止	荷を吊ったまま運転する位置を離れてはならない。	
07 始業前の点検	使用を開始する前に機能を点検しなければならない（異常が無いかてんげんする）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過巻防止装置、ブレーキ、クラッチおよび操作用コントローラ（押し釦スイッチ）の状態。</li> <li>・走行トロリーレールおよびストッパーの状態。</li> <li>・ワイヤおよびワイヤの通っている部分の状態</li> </ul>
08 不良ワイヤの使用禁止	<p>不良ワイヤを玉掛用具として使用してはならない。</p> <p>不適格な吊チェーンを玉掛用具として使用してはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一よりの間においてワイヤ素線の切断率 10%以上の物。</li> <li>・直径の減少が公称径の 7%以上の物。</li> <li>・キンク（ねじれ）のあるもの。</li> <li>・著しい形くずれまたは腐食の有る物。</li> <li>・伸びがチェーン製造時の長さの 5%以上あるもの。</li> <li>・チェーンのリンク部分の断面直径の減少が製造時の 10%以上あるもの。</li> <li>・亀裂があるもの。</li> </ul>
09 補修	点検、試験等で異常を認めた時は直ちに使用中止しなければならない。	・工事担当課または客先に連絡。

## クレーン等の操作基準

項 目	基 準	急 所
10 安全装置	安全装置を絶対に取り外または有効に作動しない状態で使用してはならない。	・異常があれば必ず工事担当課または客先に連絡する。
11 運転中の注意	常に機器の各部に注意する（ワイヤの状態や振動、異常音に注意する）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無理な位置からの横引き巻上げをしない。</li> <li>・荷を振りながら巻上げしない。</li> <li>・過巻防止装置を常用しない。</li> <li>・ワイヤを過巻下げしない（巻取ドラム上のワイヤ巻残りに注意）。</li> <li>・吊荷の見える位置から、必ず運転する。</li> </ul>
12 作業終了後	クレーンを所定の休止位置に戻し各制御器を止めてスイッチを切る。	・電源スイッチを切る。
	*クレーン等とはトロリーホイスト、天井クレーン、移動式クレーン、デリッククレーン等で動力で荷を吊上げるものを含む。	